成人年齢引き下げに関する消費者アンケート

２０１８．１０．ＮＰＯ法人やまなし消費者支援ネット

◇２０２２年の成人年齢引き下げにより今の中学生が消費者被害の対象者となります。現状は未成年者が商品購入契約をしても取消が出来ますが、２０２２年からは取消が出来ませんし、社会経験の少ない若者の消費者被害が増えることが心配されています。下のアンケートにお応えいただき提出下さい。対応を検討します。

１．性別・年代についてお伺いします。該当する箇所を〇で囲んでください。

・女性　　・男性

・１０歳代　・２０歳代　・３０歳代　・４０歳代　・５０歳代　・６０歳代　・７０歳代以上

２．２０２２年４月から、成人年齢が２０歳から１８歳に引き下げられることを知っていますか？

・知っている　　・知らない

３．未成年が単独でおこなった契約が取り消し出来ることを知っていますか？

・知っている　　・知らない

４．下の表は、若年層に多い消費者トラブルです。こんな被害があることを知っていますか？
または、勧誘などを受けたことがありますか？　あてはまるものに○をしてください。

質　問　項　目　＊右の欄のあてはまる所に〇をして下さい⇒ ＜１～８＞	知らない	知っている	勧誘された
１．エステの 500 円モニターで店に行くと、15 回コース 50 万円を「今日なら安い」と契約させられた。その後解約を申し入れたが、10 万円の中途解約料を取られた。			
２．仮想通貨で儲けることができるが、そのため５０万円支払ったが、教えられた取引サイトに何度アクセスしても繋がらない。			
３．相談にのるだけで３０万円もらえる副業サイトに登録し、メール相談に答えた。報酬を受け取るための手数料５千円を振り込んだが、報酬は振り込まれなかった。			
４．ダイエット飲料を１００円で購入できるモニターに申し込んだら、４回の定期購入（合計２万６千円）が条件で、やめる場合は１万円支払うようにと言われた。			
５．３万円キャッシュバックがある商品を契約したが、無料のウォータサーバーの設置の契約も一緒だった。月５千円の水が定期購入だと後から知った。			
６．５０万円の講座が２５万円で受けられると言われ契約したが、後日メールで講座のテキストと YouTube のアドレスが届いただけだった。			
７．アダルトサイトを見ていて会員登録完了画面になり、退会用ダイヤルに電話して解除料５千円支払ったが、間に合わなかったと言われ退会料など５万円請求された。			
８．街で声をかけられた異性と仲良くなり恋愛感情を持った。その後ノルマが達成できないとして健康食品の購入を求められ、３０万円分購入したら連絡できなくなった。			

５．消費者トラブルで被害や不安なことがあったときに相談できる消費生活センターや「消費者ホットライン（１８８）」を知っていますか？　⇔　・知っている　　・知らない

★FAX 提出：０５５－２４１－０５９７です。★アンケートのご協力ありがとうございました。
アンケート結果は後日、ホームページに掲載いたします。